

## 電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律

(平成一四年一二月四日法律第一二四号)

- 一、提案理由(平成一四年一一月七日・衆議院特殊法人等改革に関する特別委員会)  
(独立行政法人国民生活センター法(平一四法一二三)の提案理由と一括して掲載)
- 二、衆議院特殊法人等改革に関する特別委員長報告(平成一四年一一月一九日)  
(独立行政法人国民生活センター法(平一四法一二三)の委員長報告と一括して掲載)
- 三、参議院財政金融委員長報告(平成一四年一一月二七日)

柳田稔君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

両法律案は、特殊法人等整理合理化計画の円滑な実施に資するため、財務省所管の認可法人である通関情報処理センター及び日本万国博覧会記念協会を解散し、独立行政法人通関情報処理センター及び独立行政法人日本万国博覧会記念機構を設立することとし、それぞれ、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めるものであります。

委員会におきましては、通関情報処理システムの利用料水準の妥当性、万博記念公園の利用について地元の意見を吸い上げる必要性、国及び地方の出資状況を踏まえた独立行政法人の在り方等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して大門実紀史委員より両法律案に反対する旨の意見が述べられました。

討論を終了し、採決の結果、両法律案はいずれも多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、両法律案に対し附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。

附帯決議(平成一四年一一月二六日)

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 通関情報処理センター及び日本万国博覧会記念協会の独立行政法人への移行に当たっては、自律的、効率的に運営を行うという独立行政法人制度の趣旨が十分発揮されるよう、その運用に万全を期すること。
- 一 両独立行政法人の長の選任においては、当該分野に造詣の深い適切な人材を広く内外から起用するよう十分配慮すること。その他の役員の選任についても同様とすること。
- 一 両独立行政法人の役員の報酬及び退職手当については、独立行政法人通則法の趣旨を踏まえ、法人及び役員の業務の実績を的確かつ厳格に反映させること。また、財務大臣は、両独立行政法人の役職員の報酬及び退職手当の水準を、国家公務員及び他の独立行政法人の役員と比較ができる形で分かりやすく公表し、国民の理解を得るよう

努めること。

- 一 両独立行政法人への移行に当たっては、これまで維持されてきた職員との雇用の安定を含む良好な労働関係に配慮すること。

右決議する。